

令和2年度

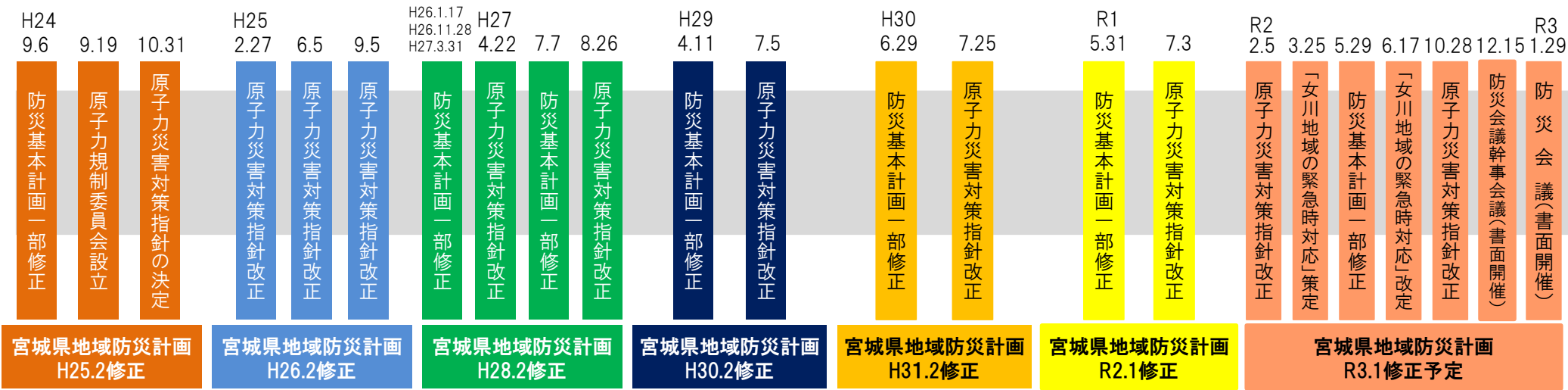
宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

【目 次】

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 修正の経緯 | ・・・ 1 |
| (2) 主な修正点について | ・・・ 2 |

1 修正の経緯

※防災基本計画及び原子力災害対策指針の改正、修正状況は主なものについてのみ記載



これまでの修正の概要

□原子力災害対策重点区域の導入

- PAZ: 予防的防護措置を準備する区域
- UPZ: 緊急防護措置を準備する区域

□防護措置の新しい判断基準の導入

- EAL: 緊急時活動レベル
- OIL: 運用上の介入レベル

□緊急時活動レベル(EAL)の全面修正

- 緊急事態区分に該当する個々のEALの全面修正

□緊急時モニタリング体制

- 国による緊急時モニタリングの統括

□安定ヨウ素剤

- 安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築

□予測的手法から実測値の重視

- 避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除

□避難退域時検査の実施

- OILに基づく防護措置として住民等を対象とした検査の実施

□原子力災害医療体制の整備

- 「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」に移行

□緊急時活動レベル(EAL)の修正

- 地震・津波等の自然災害に対する要件や新規基準に適合していない実用発電用原子炉用の要件の修正など

□PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定

- 離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない牡鹿半島部
- ### □防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
- 県及び国が相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じて作成

□緊急時活動レベル(EAL)の区分に関する文言の整理

- 掲載している「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設が適用外であることを明記

□放射線による影響に関する文言の修正

- 確定的影響を回避→重篤な確定的影響を回避し又は最小化
- 確率的影響のリスクを最小限に抑える→確率的影響のリスクを低減する

□原子力災害医療体制に関する文言の追記・整理

- 広域的な原子力災害体制の構築

R2.1 □安定ヨウ素剤の配布及び服用体制に関する文言の追記・整理

- 平時から周知すべき内容
- 事前配布における薬剤師の協力体制の構築
- 副作用に係る医療体制の整備

2 令和2年度の主な修正内容について

防災基本計画の反映

- 原子力被災者生活支援チームの早期設置 [新旧対照表P.10]

改正前

放射性物質の大量放出防止の応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止措置がなされ、避難区域の住民避難が概ね終了した後(事故発生から約1週間程度経過後を想定)に設置

改正後

原子力災害対策本部設置後、直ちに支援チームを設置。

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 [新旧対照表P.6,14~17]

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して対応
- マスクや消毒液の備蓄に努める旨を追記

- 防護措置の実施方針の確認及び共有に係る事項の修正 [新旧対照表P.12]

- 実際の原子力事故時に想定される対応に沿った記載ぶりに整理

原子力災害対策指針の反映

- 緊急時活動レベル(EAL)の枠組みの一部見直し [表1-4-2]

- ① 「原子炉停止機能の異常」の見直し
重大事故等対処設備(SA設備)等を考慮した判断に見直し
- ② 「原子炉制御室等に関する異常」の見直し
原子炉制御室に加え原子炉制御室外操作盤を含めた判断に見直し
- ③ 「原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)」の見直し
冷却材の漏えいの状況によって、警戒事態(AL)の前に施設敷地緊急事態(SE)が判断される場合があるため、非常用炉心冷却装置の作動要求を考慮した判断に見直し
- ④ 「電源供給異常」の見直し
電源供給機能の状況によって、警戒事態(AL)が判断されずに、施設敷地緊急事態(SE)が判断される場合があるため、非常用交流母線への電気の供給状態を考慮した判断に見直し

その他の修正内容

- 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づく感染症対策に係る事項の追加 [新旧対照表P.14~18]

- 屋内退避、避難の過程及び避難先等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について追記

- 「女川地域の緊急時対応」の策定を踏まえた学校等施設における防護措置の具体化 [新旧対照表P.16,17]

- 学校等施設の生徒等の保護者への引渡し及び避難開始のタイミングや方法等について追記

- UPZ(緊急防護措置を準備する区域)の追加 [新旧対照表P.2]

- 地理的条件により、UPZを通過しなければ本土に移動できない東松島市宮戸の3地区をUPZに追加

